

資格喪失時の被保険者証 返却のお願い

職員が退職したら
保険証はどうするの？

子供や妻が
就職したら
保険証はどうするの？



被保険者証等は、誤使用や医療費適正化の観点だけでなく、盗難や遺失物となった際の悪用防止のためにも、事業主様が確実に回収し、返却をお願いいたします。

こんな誤解を
していませんか？

就職先の被保険者証が発行されるまで、今の被保険者証を使っていい？

NO!

就職先の被保険者証が発行されたら、今の被保険者証は自動的に失効する？

NO!

就職先の被保険者証が発行された後、使わなければ今の被保険者証は持っている？

NO!

就職したが1ヵ月ですぐ退職したから、手続きはしなくていい？

NO!

ポイント

- ◆ 新しい被保険者証が手元に届いた日ではなく、**就職したその日から**今までの被保険者証は使えません。
- ◆ 資格がなくなった後に税理士国保の被保険者証を病院窓口で使用した場合、税理士国保が一旦負担していた**医療費を返還**いただくことになります。

加入申請書及び 自宅住所・氏名変更届の裏面 「世帯加入状況報告書」について

同一世帯において、同じ制度である組合と市町村国保に分かれての加入ができないため、どちらか一方に世帯単位で加入する必要があります。(国民健康保険法第19条)

そのため世帯全員記載の住民票をお取りいただき、住民票に記載の世帯全員の健康保険の状況を確認させていただいています。

1人世帯であっても、世帯に他の者がいないという確認のために個人の住民票ではなく、世帯全員記載の住民票(但書に「世帯全員の住民票」と記載のあるもの)が必要となりますのでご注意ください。

※住民票に記載のある方、**全員**をご記入ください。(組合員本人を含む)

※新規加入者については、**組合に加入直前の健康保険の状況**をご記入ください。

※子供が生まれて加入する場合は、その他欄に「出生」とご記入ください。

